

免責事項

令和 6 年 5月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

イノベーション部 スタートアップ課

1. 各プログラム参加条件

(1) 支援業務の範囲 本事業の参加者（選考に通過した者）に提供する支援業務は、ジェトロが以下に規定する 1. (2) の範囲に限ります。

(2) 本事業におけるジェトロの提供サービス

- ・メンタリングやマスター・メンター同行等のプログラム料
- ・カンファレンス/ミートアップ参加用入場パス

(3) 参加者の費用負担 プログラム参加費は無料です。

・国内移動費

- ・国外移動費/滞在費（渡航費、宿泊費、食事代、VISA 代などのその他発生する費用）
- ・その他「JETRO が提供するサービス」以外のすべての費用

(4) 有料・無料を問わず、ジェトロから得た情報を無断で第三者に提供する行為はお断りします。

(5) プログラム審査における選考内容や方法を含む選考結果に対するご質問には回答いたしかねますので、あらかじめご了承願います。

(6) 本プログラムご応募の際は、応募要件を満たす必要があります。募集要項をご確認いただき、円滑な対応をお願いします。

(7) 本プログラム参加者は、次の行為を行ってはならないものとします。

①ジェトロ等（ジェトロが業務を委託した運営事業者も含む。以下「ジェトロ等」と表記）、講師、メンター等または第三者の知的財産権や秘密情報等を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

- ② ジェトロ等、講師、メンター等または第三者の財産、プライバシー、肖像権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ③ ジェトロ等、講師、メンター等または第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- ④なりすまし行為、またはなりすましを行わせもしくは許容する行為
- ⑤犯罪、違法行為もしくは不正行為、またはこれらに結びつく、もしくは結びつくおそれのある行為
- ⑥性行為、わいせつな行為等を目的として利用する行為、性的嫌がらせと受け止められる行為
- ⑦本プログラムと一切関連がなく面識のない人物との出会い等を目的として利用する行為
- ⑧ 第三者の氏名、住所、勤務先、電話番号など個人を特定しうる内容の情報を掲載、投稿または送信する行為
- ⑨ その他ジェトロ等が不適切と判断する内容の情報を掲載、投稿または送信する行為
- ⑩商業用の広告、宣伝もしくは勧誘または商業的活動を目的とする情報を掲載、投稿または送信する行為
- ⑪他の参加者に対して無差別にメッセージを送信する行為やスパム行為
- ⑫ジェトロ等の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- ⑬ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- ⑭ジェトロ等、講師、メンター等もしくは第三者のサーバーに負担をかける行為、もしくは本プログラム運営やネットワークに支障を与える行為、またはこれらのおそれのある行為
- ⑮法令、公序良俗または本規約もしくはその他の規約等に違反するとジェトロ等が判断する行為
- ⑯その他、ジェトロ等が不適切と判断する行為

(8) 前記(7)や以下に抵触する恐れがあるとジェトロが判断した場合は、プログラムへの参加を途中で辞退いただく場合があります。

- ①応募資格または選考基準を満たさなくなったときなど、支援者の状況が変化したとき

②参加者が違法な行為または違法でないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、支援を継続することがジェトロの信用を毀損する恐れがあるとき

オンラインで実施されるプログラムについては、オンライン・プログラムご利用条件・免責事項（https://www.jetro.go.jp/newsletter/ivd/2023/OnlineProgram_menseki.pdf）も併せて適用されます。

(9) 事業成果把握のために、ジェトロが実施するアンケート等にご協力いただくとともに、支援期間中および支援終了後にかかわらず、ライセンス契約や商談の成約、資金調達の成功、IPO（株式公開）等、ビジネスに進展があった場合報告していただきます。また、支援期間中および支援終了後一定期間（5年程度）についても、進捗状況等を報告していただきます。なお、報告いただいた内容や、本事業から得られた成果内容は、お断りの上、本事業の成果普及の一助とするため、セミナー、WEBサイト、報告書等各種手法により、企業名を含めた事業 成果報告およびジェトロの広報活動に利用させていただく場合がございます。

(10) 本事業の成果普及および情報発信のため参加者を含む写真、インタビュー動画等を撮影することがあります。これらにご協力いただくとともに、肖像権利用の了承をいただきます。

(11) 本プログラム選考通過時は、ジェトロは広報媒体にて氏名・事業内容等を掲載させていただく可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

(12) 提出書類の内容に虚偽の記載をした場合は、応募、申し込みを無効とすると同時に、本事業への参加をお断りします。

(13) ジェトロは、参加企業への個別通知またはWEBサイトへの掲載により、本利用条件の内容を変更することができます。

2. 免責事項

(1) ジェトロは、できる限り正確な情報と有用なプログラムを提供するよう努力しておりますが、本プログラムにて提供される情報等については、正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。提供した情報の正確性およびプログラムの有用性の確認・採否は、参加企業の責任と判断で行っていただきます。ジェトロおよびメンターは万が一、参加企業に直接、間接にかかわらず損害等が生じた場合の責任を一切負わないものとします。

(2) ジェトロおよびメンターが国内外で関係先に提供した参加企業の情報等が関係先等の第三者によって不正に使用され、万が一、参加企業に損害等が生じた場合、ジェトロおよびメンターは一切の責任を負わないものとします。

(3) ジェトロは、プログラム期間中に発生した参加者に係る事件や事故などによって発生した損害や傷害等について一切責任を負わないものとして、かかる経費も一切負担しないものとします。また、参加者同士によるトラブルに関してもジェトロは一切の責任を負わないものとします。

(4) ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本サービスの提供日時、内容を変更し、本サービスの全部または一部の提供を予告なく中止し、または、参加企業の参加を中止させることができます。これに起因または関連し、参加企業が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよびメンターは参加企業に対し一切の責任を負わないものとします。

① 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき。オンラインで実施されるプログラムについては、オンライン・プログラムご利用条件・免責事項

(https://www.jetro.go.jp/newsletter/ivd/2023/OnlineProgram_menseki.pdf) も併せて適用されます。

② 正当な理由の有無にかかわらず、面談予定先が面談の全部あるいは一部をキャンセルまたは延期等したとき。

③ 利用条件から外れるなど、参加企業の状況が変化したとき。

④ 前号のほか、参加企業がジェトロの指示、条件またはジェトロとの合意事項に違反したとき。

⑤ 参加企業が次項に定める反社会的勢力に実質的に関与することが判明したとき。

⑥ 参加企業が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、またはその疑いが生じたとき。

⑦ 前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき。

(5) 本事業の実施期間内および完了後において、ジェトロの「反社会的勢力への対応に関する規程」の内容を順守ください。ジェトロは、参加企業が規定内容を順守しないことで不利益を被ることになっても、異議は一切受け付けません。反社会勢力に該当しないことについて

現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいいます）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことをご確認ください。

- A) 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
- B) 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む）とすること。
- C) 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- D) 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること
- E) 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、または、今後行う予定があること。
- F) 自らまたは第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。
 - i. 暴力的な要求行為。
 - ii. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - iii. 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - iv. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてジェトロの信用を毀損し、またはジェトロの業務を妨害する行為。
 - v. 前各号に準ずる行為。

(6) ジェトロは、アレンジした面談の成否（いつ、いかなる面談相手と、いかなる内容の面談をすることができるかを含みますが、これに限られません）や面談の成果を保証するものではなく、面談から生じた結果について、参加企業に対し一切の責任を負わないものとします。

(7) 前各項に定めるほか、ジェトロおよびメンターは、参加企業の本サービスへの申し込みまたは ジェトロの本サービスの提供に起因又は関連して、参加企業に如何なる損害が発生したとしても、参加企業に対し一切の責任を負わないものとします。

(8) 採用の取消しまたは支援の終了等

① 採用の取り消し応募書類の内容に虚偽があることが認められた場合には、採用を取り消すことがあります。

② 事業費の補助等の終了

以下のいずれかの事項に該当すると認められた場合は、プログラムへの参加資格を取り消し、既に補助している事業費等の全部または一部の返納やキャンセル料を求めることがあります。

1. 本プログラム募集要項に記載の「応募要件」に掲げる要件のいずれかを満たさない状態となり、かつそのことを事前に事務局に申告していなかった場合
2. 誓約書の記載内容を順守しなかったことが判明した場合
3. プログラム参加期間における素行不良等が極めて顕著である場合
4. 本プログラムにかかる各種書類に虚偽があることが認められた場合
5. その他、プログラム参加者としての責務を怠り、プログラム参加者として適当でないと認められた場合

3. 秘密保持・個人情報について

(1) ジェトロ、メンターおよび参加者は、当事者のいずれかから開示されたまたは本事業を 実施する過程において取得された当事者のいずれかの業務上の情報（個人情報および法人情報）を秘密として扱うものとし、開示した当事者または情報の保有者の承諾を事前に得ることなく、これらの情報を本サービスの実施の目的以外に使用し、又は第三者に開示してはならないものとします。 ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとしますが、該当情報が個人情報に該当する場合は秘密情報として取り扱うものとします。

①開示の時点ですでに公知の情報、または開示後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報

- ②開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ③開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
 - ④開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - ⑤開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
 - ⑥法律の強制力を伴い裁判所または管轄官公庁により開示を要請された情報
 - ⑦本事業の予算元である経済産業省から開示を要請された情報
 - ⑧関係先の紹介と面談アレンジを行うために必要な範囲でジェトロ、メンターが関係先に開示する情報。
- (2) ジェトロ、メンターおよび参加者は、本事業遂行上必要な場合のほか、秘密情報または秘密情報を含む物件について、複製、複写、翻案、翻訳等の行為をしないものとします。
- (3) 本サービスに関する個人情報は、本事業の実施および関連サービスの案内に利用します。また、ジェトロが定める「個人情報保護方針」(<https://www.jetro.go.jp/privacy.html>)に基づき適切に取り扱います。
- (4) 前3項の規定にかかわらず、システム侵害等が発生し、個人情報、法人情報その他の情報が漏洩した場合であっても、ジェトロは、前3項における義務を超えて、参加者に対し一切の責任を負わないものとします。オンラインで実施されるプログラムについては、オンライン・プログラムご利用条件・免責事項(https://www.jetro.go.jp/newsletter/ivd/2023/OnlineProgram_menseki.pdf)も併せて適用されます。

4. お問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル 7階
運営事務局 ジェトロ イノベーション部 スタートアップ課（担当：植田、外山）
TEL：03-3582-5770 メール：JHUB-program@jetro.go.jp